ご契約に関する重要事項説明

関西電力株式会社
大阪市北区中之島３丁目６番１６号
小売電気事業者登録番号：A0272

契約種別：はぴｅセット[ソラレジ]（関西エリア）

１．太陽光発電設備のリース

弊社は、はぴｅセット[ソラレジ]（関西エリア）＜主契約料金表＞2026 年 11 月 1 日実施（以下「料金表」といいます。）による需給契約を締結いただくお客さまに、弊社が別に定めるはぴｅセット[ソラレジ]＜リース約款＞2026 年 11 月 1 日実施（以下「リース約款」といいます。）第 1 条（リース物件）に定めるリース物件の太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット未満）または太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット以上 10 キロワット未満）（以下あわせて「太陽光発電設備」といいます。）をリースいたします。太陽光発電設備の取扱いについてはリース約款によるものといたします。

また、太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット以上 10 キロワット未満）をリースする場合は、別途はぴｅセット[ソラレジ]（関西エリア）＜オプション料金表＞2026 年 11 月 1 日実施（以下、「オプション料金表」といいます。）による契約が必要となります。

なお、太陽光発電設備は、料金表による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただきます。

２．適用範囲

低圧で電気の供給を受け、住宅用に電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、弊社との協議が整った場合に適用いたします。

ただし、お客さまの与信調査の結果等から、料金表による需給契約の締結が不適当であると弊社が判断した場合や、需要場所の気象特性、住宅環境および住宅の構造・工法・材質により、太陽光発電設備の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合は、この限りではありません。

⑴ お客さまの年齢が、電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕6（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込時点において、20 歳以上で、かつ、70 歳未満であること。
⑵ お客さまが、太陽光発電設備を取り付ける住宅の所有者または所有者から数えて二親等までの親族であること。
⑶ 電灯または小型機器の総容量が原則として 400 ボルトアンペアをこえ、契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
⑷ １需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。

３．供給条件および料金表の変更

⑴ 弊社は、供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
⑵ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
⑶ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、弊社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
⑷ ⑴、⑵または⑶の場合、弊社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

４．需給契約の申込み

⑴ お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ供給条件および料金表を承認のうえ、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが弊社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ弊社が通知することがあります。
⑵ お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
・託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
・弊社が、電気の需給契約の締結に必要なお客さまに関する事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。
・当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、弊社に対し提供すること。

５．需給契約の成立および契約期間

⑴ 需給契約は、申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
⑵ 弊社は、次の場合には、料金表による需給契約を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものといたします。この場合、需給契約の承諾後の取消しにかかる費用はお客さま負担とし、弊社が定める方法により支払いいただくものといたします。また、弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
・申込内容に、事実と異なる内容があることが確認された場合
・需要場所の気象特性や住宅環境および住宅の構造・工法・材質により、太陽光発電設備の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合
・天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線または保管中の事故、法令・規則の改正、疫病・感染症の流行等の不可抗力、リース物件の製造会社・販売会社または弊社が指定する住宅会社（以下「住宅会社」といいます。）等の都合、お客さまと住宅会社間の住宅に関する契約解除等により、弊社がお客さまへの太陽光発電設備の引き渡しが困難と判断した場合
・その他、弊社が需給契約の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合
⑶ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金表による需給開始日以降、121 回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を１回目の検針日といたします。）
⑷ 弊社は、契約期間の満了日に先立って、お客さまから特段の申出がない場合は、契約期間の満了日の翌日に、お客さまの契約を弊社が適当と判断する契約種別に変更いたします。

なお、弊社は契約期間の満了日に先立って、弊社が適当と判断する契約種別を明らかにし、当該契約種別へ変更する旨を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により通知いたします。

6．供給の開始

⑴　弊社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

⑵　弊社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

7．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

8．検針日

検針は、お客さまごとに弊社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

なお、弊社は当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を弊社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

9．料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、料金表 18（その他）（1）に定める場合については基本料金の日割計算を行いません。また、この場合は、「17. しきい値電力量に満たない場合の「はぴｅポイント」の加算」（1）③に定めるしきい値電力量についても日割計算を行いません。

10. 使用電力量の算定

料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外で計量する場合の、30 分ごとの接続供給電力量は、料金の算定期間に計量された接続供給電力量を均等に配分した値といたします。

また、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と弊社との協議によって定めます。

11. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

12. 最大使用電力の算定

⑴　料金の算定期間における最大使用電力は、⑵の場合を除き、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量（30 分ごとに計量された電力量）を 2 倍した値の最大値といたします。

⑵　計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と弊社との協議によって定めます。

13. 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、料金表によって受けた電気の供給とみなします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力は、供給条件および料金表に準じて定めた値とすることがあります。

14. 料金プランおよび料金プランの変更

⑴　料金プランは次のとおりとし、お客さまにご希望の料金プランを弊社所定の様式によって申し出ていただきます。

・ＳＳプラン
・Ｓプラン
・Ｍプラン
・Ｌプラン

⑵　料金プランは、契約期間中であっても、変更いただけます。ただし、料金表による需給開始日および料金プランの変更日から 1 年間は、他の料金プランへ変更いただけません。

なお、料金プランの変更日は、お申込みいただいた後、弊社の処理が完了した日の直後の検針日といたします。

15. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものといたします。なお、基本料金については、当該需要場所が弊社が別に定める一般地域の場合は一般地域料金を、多雪地域または強風地域の場合は多雪強風地域料金をそれぞれ適用いたします。

なお、毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等により太陽光発電設備が使用できない期間がある場合またはその他太陽光発電設備が使用されなかった場合であっても、弊社は料金の減免、返還等には応じないものといたします。

また、太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット以上 10 キロワット未満）をリースする場合は、オプション料金表の定めにより、別途オプションリース料金を支払っていただきます。

基本料金は 1 月につき、電力量料金はその 1 月の使用電力量によって、算定いたします。

⑴　ＳＳプラン

区分		単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
基本料金	一般地域料金	1 契約につき	9,990 円 00 銭
	多雪強風地域料金	1 契約につき	10,430 円 00 銭
電力量料金		100kWh を超える 1kWh につき	27 円 49 銭
燃料費調整額		燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

※100kWh までは基本料金の範囲内でご利用いただけます。（燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）

⑵　Ｓプラン

区分		単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
基本料金	一般地域料金	1 契約につき	11,560 円 00 銭
	多雪強風地域料金	1 契約につき	12,000 円 00 銭
電力量料金		200kWh を超える 1kWh につき	25 円 98 銭
燃料費調整額		燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

※200kWh までは基本料金の範囲内でご利用いただけます。（燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）

⑶　Ｍプラン

区分		単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
基本料金	一般地域料金	1 契約につき	15,190 円 00 銭
	多雪強風地域料金	1 契約につき	15,630 円 00 銭
電力量料金		400kWh を超える 1kWh につき	22 円 96 銭
燃料費調整額		燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

※400kWh までは基本料金の範囲内でご利用いただけます。（燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）

⑷　Ｌプラン

区分		単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
基本料金	一般地域料金	1 契約につき	19,220 円 00 銭
	多雪強風地域料金	1 契約につき	19,660 円 00 銭
電力量料金		600kWh を超える 1kWh につき	21 円 59 銭
燃料費調整額		燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

※600kWh までは基本料金の範囲内でご利用いただけます。（燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）

16.　初回の料金算定期間が「１月」に満たない場合の料金

料金表による需給開始日が、検針日でない場合、初回の料金算定期間の料金は、「15.料金」にかかわらず、次のとおりとし、初回電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものといたします。

なお、毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等により太陽光発電設備が使用できない期間がある場合またはその他太陽光発電設備が使用されなかった場合であっても、弊社は料金の減免、返還等には応じないものといたします。

初回電力量料金は、初回の料金算定期間における使用電力量によって算定いたします。

⑴　ＳＳプラン

区分	単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
初回電力量料金	1kWh につき	27 円 49 銭
燃料費調整額	燃料費調整額は燃料費調整単価と１ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

⑵　Ｓプラン

区分	単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
初回電力量料金	1kWh につき	25 円 98 銭
燃料費調整額	燃料費調整額は燃料費調整単価と１ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

⑶　Ｍプラン

区分	単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
初回電力量料金	1kWh につき	22 円 96 銭
燃料費調整額	燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

⑷　Ｌプラン

区分	単位	料金単価 （消費税等相当額を含む）
初回電力量料金	1kWh につき	21 円 59 銭
燃料費調整額	燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/seido/）	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。（https://kepco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/）	

17. しきい値電力量に満たない場合の「はぴｅポイント」の加算

⑴　各月の使用電力量がしきい値電力量に満たない場合、弊社は次のとおり、はぴｅポイント（弊社が提供するはぴｅポイントクラブにおけるはぴｅポイントをいいます。以下「しきい値未達ポイント」といいます。）を加算するものといたします。ただし、「16.初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金」の料金が適用される料金算定期間においては、しきい値未達ポイントを加算いたしません。

①　しきい値未達ポイントは、次の算式によって算定された値といたします。
　しきい値未達ポイント　＝　しきい値未達電力量　×　10 ポイント

②　しきい値未達電力量は、次の算式によって算定された値といたします。
　ただし、次の算式によって算定された値が 0kWh を下回る場合のしきい値未達電力量は 0kWh といたします。
　しきい値未達電力量　＝　しきい値電力量　－　その 1 月の使用電力量

③　各プランにおけるしきい値電力量は次のとおりといたします。
　・ＳＳプラン：　100kWh
　・Ｓプラン　：　200kWh
　・Ｍプラン　：　400kWh
　・Ｌプラン　：　600kWh

⑵　しきい値未達ポイントは、各月の検針日の翌営業日（営業日は弊社が定めます。）から 5 営業日以内に加算し、有効期限は加算された日から 5 カ月後の月の末日までといたします。有効期限が過ぎたしきい値未達ポイントは失効するものといたします。
　ただし、弊社がしきい値未達ポイントを加算する時点で、次のいずれかに該当しない場合、弊社はしきい値未達ポイントを加算いたしません。また、加算されなかったしきい値未達ポイントは消滅するものとし、さかのぼって加算いたしません。
　・はぴｅみる電の会員であること
　・はぴｅポイントクラブの会員であること

⑶　はぴｅポイントクラブの入会およびはぴｅポイントに係るその他の事項については、はぴｅポイントクラブ会員規約およびはぴｅポイント規定によるものといたします。

18. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

⑴　お客さまが指定する口座から弊社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

⑵　お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

⑶　⑴および⑵にかかわらず、お客さまが料金をコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合、支払いにともなう費用はお客さまの負担といたします。

19. 帳票発行手数料

⑴　弊社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、⑵に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。
なお、帳票発行手数料は、①または②の場合は、弊社が各帳票を発行した料金算定期間の料金、③の場合は、原則として、弊社が帳票を発行した直後の料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

①　お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、弊社が認める場合
②　お客さまが、「18.料金その他の支払方法」にかかわらず、弊社が振込用紙を発行した場合
③　お客さまが、「18.料金その他の支払方法」⑴または⑵による支払いが不能となったこと等弊社の責めとならない理由により、「18.料金その他の支払方法」⑶に該当し、弊社が振込用紙を発行した場合

⑵　帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

・⑴①の場合
1 料金の算定期間および 1 契約につき、110 円 00 銭
・⑴②または③の場合
1 料金の算定期間および 1 契約につき、220 円 00 銭

⑶　2027 年 3 月の検針日の前日までに使用される電気に適用する料金については、⑴にかかわらず、次のとおりといたします。
弊社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、⑵に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。
なお、帳票発行手数料は、弊社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

①　お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、弊社が認める場合
②　お客さまが、「18.料金その他の支払方法」にかかわらず、料金を、弊社が発行した振込用紙により支払われる場合
③　お客さまが、「18.料金その他の支払方法」⑴または⑵による支払いが不能となったこと等弊社の責めとならない理由により、「18.料金その他の支払方法」⑶に該当し、料金を、弊社が発行した振込用紙により支払われる場合

20. 延滞利息

⑴　お客さまが料金を供給条件にもとづく支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期日」といいます。）を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

⑵　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

⑶　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

21. 違約金

⑴　お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、弊社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
・契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
・動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
・その他供給条件および料金表に反した場合

⑵　⑴の免れた金額は、電気特定小売供給約款、供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

22. 需給契約の変更

⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「４.需給契約の申込み」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

⑵　⑴の場合、弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

23. 需給契約の消滅

お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。
当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

24. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

供給条件にもとづき、弊社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

25. 需給契約の解約等

⑴　弊社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

①　お客さまが供給条件に定める事項によって電気の供給を停止された場合で弊社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき

②　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

③　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

④　供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

⑤　お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合

⑥　お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合

⑦　お客さままたは住宅会社の責めとなる理由または天災地変により、太陽光発電設備が毀損し、修理が不可能であると弊社が判断した場合または滅失した場合

⑧　お客さまが、リース約款に反した場合

⑨　太陽光発電設備、リース約款第 1 条（リース物件）に定めるリース物件の多機能パワーコンディショナまたは蓄電池設備に係る、オプション料金表による契約が解約となった場合

⑩　リース約款第 3 条（取付工事・引渡し）第 1 項⑴ニまたは⑵ハに定める引渡完了日（以下「引渡完了日」といいます。）以降、太陽光発電設備がお客さままたは住宅会社の責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能であると弊社が判断した場合または滅失した場合

⑵　お客さまがその他供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。

⑶　⑴および⑵の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

⑷　お客さまが、需給契約の消滅による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、弊社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

26. 解約精算金の請求

⑴　引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、料金表による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）または「25.需給契約の解約等」⑴⑤、⑥、⑦、⑧、⑨もしくは供給条件 39（解約等）により解約となる場合、弊社は契約期間の残りの期間に応じ、弊社が別に定めるはぴｅセット[ソラレジ]（関西エリア）＜主契約料金表＞解約精算金通知書のとおり解約精算金を申し受けます。ただし、特定商取引法により、料金表による需給契約をクーリング・オフする場合を除きます。

なお、解約精算金は弊社が定める方法により支払いいただくものといたします。この場合、弊社は分割での支払い等には応じません。

⑵　引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、料金表による需給契約が「25.需給契約の解約等」⑴⑩により解約となる場合、弊社は解約精算金を申し受けません。

27. 名義変更の承諾

名義変更の申出があり、新たなお客さまが「２.適用範囲」の要件を満たしていない場合等、弊社が不適当と判断した場合は、弊社は名義の変更の申出をお断りすることがあります。

28. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

29. 損害賠償の免責

⑴　供給条件に定める事項により、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

なお、この場合には、弊社は、料金の減額等についても行いません。

⑵　供給条件に定める事項により､電気の供給を停止した場合または解約等によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　その他弊社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、弊社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30. 設備の賠償

⑴　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の弊社の電気工作物、電気機器その他の設備（ただし、リース物件についてはリース約款による）を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

①　修理可能の場合

修理費

②　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、弊社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、弊社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

31. 工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　弊社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、弊社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

⑵　当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、弊社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

⑶　託送約款等に定めるところにより、弊社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、弊社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、弊社は、その金額をお客さまから申し受けます。

32. 需要場所への立入りによる業務の実施

⑴　弊社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

・不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認

・その他供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

⑵　当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

33. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、弊社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

⑴　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
⑵　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
⑶　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
⑷　著しい高周波または高調波を発生する場合
⑸　その他上記に準ずる場合

34. 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

35. 調査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

36. 調査に対するお客さまの協力

⑴　お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を弊社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

⑵　託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

37. 保安に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、⑴に準じて、適当な処置をいたします。

⑶　お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を弊社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

38. オプション契約

⑴　適用

料金表とあわせて契約を希望するお客さまで、かつ、弊社との協議が整った場合に適用いたします。

⑵　太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット以上 10 キロワット未満）、多機能パワーコンディショナ、蓄電池設備およびエコキュートのリース

弊社は、オプション料金表によるオプション契約（以下「オプション契約」といいます。）をご締結いただくお客さまに、リース約款第 1 条(リース物件)に定めるリース物件の太陽光発電設備（パネル出力 3 キロワット以上 10 キロワット未満）（以下「オプション契約用太陽光発電設備」といいます。）、多機能パワーコンディショナ（以下「多機能パワーコンディショナ」といいます。）、蓄電池設備（以下「蓄電池設備」といいます。）およびエコキュート（以下「エコキュート」といいます。）をリースいたします。ただし、多機能パワーコンディショナと蓄電池設備はあわせて契約することはできないものといたします。また、リース物件の取扱いについてはリース約款によるものといたします。

なお、リース物件は、料金表による需給契約を締結する需要場所と同一の需要場所でご利用いただきます。

⑶　オプション契約の承諾等

①　オプション契約の申込みをされる場合は、料金表による新たな電気の需給契約の申込みとあわせて、弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。

②　オプション契約は、①による申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。

⑷　オプション契約の承諾後の取消し

弊社は、次の場合には、オプション契約を承諾した後であっても、承諾を取り消すことができるものといたします。この場合、オプション契約の承諾後の取消しにかかる費用はお客さま負担とし、弊社が定める方法により支払いいただくものといたします。また、弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

①　申込内容に、事実と異なる内容が確認された場合

②　需要場所の気象特性や住宅環境および住宅の構造・工法・材質により、リース物件の取付けまたは保守が技術的に困難である等やむをえない理由があると弊社が判断した場合

③　天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線または保管中の事故、法令・規則の改正、疫病・感染症の流行等の不可抗力、リース物件の製造会社・販売会社または住宅会社等の都合、お客さまと住宅会社間の住宅に関する契約解除等により、弊社がお客さまへのリース物件の引き渡しが困難と判断した場合

④　料金表による需給契約が取消された場合

⑤　その他、弊社がオプション契約の承諾を取り消すべきと判断する理由がある場合

⑸　契約期間

契約期間は、オプション契約が成立した日から、料金表による需給開始日以降、121 回目の検針日の前日までといたします。（需給開始日が検針日と同日の場合は、需給開始日を 1 回目の検針日といたします。）

⑹　オプションリース料金

①　お客さまは、以下に定めるオプションリース料金（以下「リース料金」といいます。）を、料金表による需給契約に基づく料金算定期間（以下「料金算定期間」といいます。）ごとに料金表による需給契約の料金（以下「料金」といいます。）とあわせて支払っていただくこととし、リース料金のみで支払うことはできないものといたします。

なお、料金が、「16. 初回の料金算定期間が「１月」に満たない場合の料金」に該当する場合、弊社は次回の料金算定期間からリース料金を請求いたします。

＜オプション契約用太陽光発電設備＞
リース料金は、１回の料金算定期間（以下「１月」といいます。）につき次のとおりといたします。なお、当該リース物件需要場所が、弊社が定める一般地域の場合は一般地域料金を、多雪地域または強風地域の場合は多雪強風地域料金をそれぞれ適用いたします。

パネル出力容量		単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
一般地域料金	3kW 以上　4kW 未満	１契約につき	770 円 00 銭
	4kW 以上　5kW 未満	１契約につき	1,650 円 00 銭
	5kW 以上　6kW 未満	１契約につき	2,640 円 00 銭
	6kW 以上　7kW 未満	１契約につき	3,740 円 00 銭
	7kW 以上　8kW 未満	１契約につき	4,840 円 00 銭
	8kW 以上　9kW 未満	１契約につき	5,940 円 00 銭
	9kW 以上 10kW 未満	１契約につき	7,040 円 00 銭
多雪強風地域料金	3kW 以上　4kW 未満	１契約につき	770 円 00 銭
	4kW 以上　5kW 未満	１契約につき	1,650 円 00 銭
	5kW 以上　6kW 未満	１契約につき	2,750 円 00 銭
	6kW 以上　7kW 未満	１契約につき	3,960 円 00 銭
	7kW 以上　8kW 未満	１契約につき	5,170 円 00 銭
	8kW 以上　9kW 未満	１契約につき	6,380 円 00 銭
	9kW 以上 10kW 未満	１契約につき	7,590 円 00 銭

＜多機能パワーコンディショナ＞
リース料金は、１月につき次のとおりといたします。

タイプ	単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
多機能パワーコンディショナ	１台につき	2,750 円 00 銭

＜蓄電池設備＞
リース料金は、１月につき次のとおりといたします。

設備容量・タイプ	単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
中容量タイプ 特定負荷対応型ハイブリッド蓄電設備	１台につき	9,350 円 00 銭
大容量タイプ 特定負荷対応型ハイブリッド蓄電設備	１台につき	11,660 円 00 銭
大容量タイプ 全負荷対応型ハイブリッド蓄電設備	１台につき	13,310 円 00 銭
特大容量タイプ 特定負荷対応型ハイブリッド蓄電設備	１台につき	12,760 円 00 銭
特大容量タイプ 全負荷対応型ハイブリッド蓄電設備	１台につき	14,410 円 00 銭

＜エコキュート＞
リース料金は、１月につき次のとおりといたします。

グレード	単位	料金単価（消費税等相当額を含む）
グレード１	１台につき	3,300 円 00 銭
グレード２	１台につき	3,630 円 00 銭
グレード３	１台につき	4,620 円 00 銭
グレード４	１台につき	5,060 円 00 銭

② リース料金の支払義務発生日は、料金表による需給契約に基づく検針日とし、お客さまは、支払期日までにリース料金を支払います。なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日をその翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

③ お客さまは、料金表による需給契約の料金を口座振替にて支払うことを弊社が承諾した場合、料金表による需給契約の料金とリース料金を一括して、お客さまが指定した銀行口座から弊社の銀行口座へ振り替えることによってリース料金を支払うことができます。なお、料金表によ

る需給契約の料金およびリース料金全額がお客さまの指定する銀行口座から引き落とされたときに弊社への支払いがなされたものといたします。
④　お客さまは、料金表による需給契約の料金をクレジットカードにて支払うことを弊社が承諾した場合、料金表による需給契約の料金とリース料金を一括して、クレジット会社に毎月継続して立替えさせることによってリース料金を支払うことができます。なお、料金表による需給契約の料金およびリース料金全額がクレジット会社によって弊社が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものといたします。
⑤　③または④の定めに関わらず、振込用紙による料金表による需給契約の料金およびリース料金の支払いを弊社が指定した場合、お客さまは弊社の発行する振込用紙により支払います。なお、お客さまが弊社の発行する振込用紙により料金表による需給契約の料金およびリース料金全額を払い込まれたときに弊社への支払いがなされたものといたします。また、振込用紙により料金およびリース料金を支払われる場合で、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担といたします。
⑥　③または④によるリース料金の支払いは、弊社所定の手続き完了次第開始いたします。
⑦　リース料金は１月単位で支払われるものとし、弊社は如何なる場合においても、リース料金の日割計算による算定・精算を行いません。
⑧　毀損、滅失、故障修理、メンテナンスまたは取替工事等によりリース物件が使用できない期間がある場合またはリース物件が使用されなかった場合であっても、弊社はリース料金の減免、返還等には応じないものといたします。
⑨　リース料金は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、リース料金の一部支払いは認められません。
⑩　弊社は、リース料金の前払いを拒否することができるものといたします。
⑪　オプション契約の成立後に消費税率または地方消費税率が変更された場合、弊社は、法令の定めにしたがって、リース料金を変更することができるものといたします。

⑺　延滞利息
①　お客さまがリース料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、リース料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
②　延滞利息は、その算定の対象となるリース料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
　なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
③　お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるリース料金を支払われた直後に支払義務が発生するリース料金とあわせて支払っていただきます。

⑻　解約
次に該当する場合には、弊社はオプション契約を解約できるものといたします。
①　お客さまが、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等を受けた場合
②　お客さまが、破産、民事再生もしくはその他法律上の倒産手続の申立てを受けた、または自ら申し立てた場合
③　お客さまもしくは住宅会社の責めとなる理由または天災地変により、リース物件が毀損し、修理が不可能であると弊社が判断した場合または滅失した場合
④　お客さまが、オプション料金表およびリース約款に反した場合
⑤　お客さまが、弊社とお客さまとの間で締結した他の契約に反した場合
⑥　お客さまが、料金表による需給契約を廃止される場合（契約種別の変更および電気の供給を受ける小売電気事業者の変更を含みます。）もしくは需給契約が解約となった場合
⑦　お客さまが、オプション契約の解約を申し出る場合
⑧　引渡完了日以降、リース物件がお客さままたは住宅会社の責めとならない理由（天災地変によるものを除きます。）により毀損し、修理が不可能であると弊社が判断した場合または滅失した場合

⑼　解約精算金の請求
①　引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、⑻（⑧を除く）により、オプション契約が解約となった場合は、⑹に定めるリース料金に残支払回数を乗じた金額を解約精算金として申し受けます。ただし、特定商取引法により、オプション契約をクーリング・オフする場合を除きます。
　なお、解約精算金は弊社が定める方法により支払いいただくものといたします。この場合、弊社は分割での支払い等には応じません。
　・残支払回数　＝　120 回　－　［⑹によりリース料金を支払った回数（解約以降にリース料金として支払われるものを含みます。）］

② 引渡完了日以降、契約期間満了に先立って、オプション契約が⑻⑧により解約となる場合、弊社は解約精算金を申し受けません。

⑽ オプション料金表の変更

弊社は、予告無くオプション料金表を変更できるものといたします。弊社は、オプション料金表を変更する場合、弊社のホームページにあらかじめ掲示し、変更後のオプション料金表の実施日の前営業日までにお客さまから申出がないときは、弊社は、お客さまが変更後のオプション料金表に同意したものとみなします。

39. 個人情報の取扱い

弊社は、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分認識し、個人情報の取扱いについて定めた法令等を遵守するとともに、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いを図ります。また、取扱いを必要に応じて見直し、改善に努めてまいります。

個人情報に関する管理責任者および共同利用における個人情報の管理責任者が弊社である場合の管理責任者の名称・住所・代表者の氏名は、弊社ホームページの「関西電力個人情報保護方針」（https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/）の「個人情報取扱事業者」の箇所をご参照ください。

個人情報の利用目的	弊社では、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、弊社および弊社が取引する者の提供する商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。 ⑴ 電気事業 ⑵ 熱供給事業 ⑶ 電気通信事業 ⑷ 情報処理および情報提供サービス事業 ⑸ ガス供給事業 ⑹ 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守 ⑺ 鉄道事業法による運輸事業 ⑻ 不動産の売買、賃貸借および管理 ⑼ ⑴から⑻までの事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売 ⑽ その他新規事業※ ⑾ ⑴から⑽までに附帯関連する事業 ※2024 年 10 月 31 日追記。なお、本利用目的による個人情報の利用は、当該追記日以降に新たに取得した場合またはご本人の同意がある場合に限ります。
共同利用プライバシーポリシー（電気事業に関するもの）	弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。 ⑴ 小売電気事業者 ⑵ 一般送配電事業者 ⑶ 配電事業者 ⑷ 電力広域的運営推進機関 ⑸ 需要抑制契約者 ⑹ 小売供給契約に含まれるサービスの提供者 ⑺ 発電者 ※詳細は、弊社ホームページの「共同利用プライバシーポリシー」（https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/）をご参照ください。
共同利用プライバシーポリシー（弊社事業全体に関するもの）	弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。 関西電力送配電株式会社 ※詳細は、弊社ホームページの「共同利用プライバシーポリシー」（https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/）をご参照ください。
共同利用（はぴｅセット[ソラレジ]（関西エリア）関連）	共同利用する者の範囲：弊社は、以下の者との間で個人情報を共同利用することがあります。 料金表に定める住宅会社、リース約款に定める設備保守管理会社、リース物件の製造会社、リース物件の製造会社が指定する保険会社 共同利用の目的：リース物件の調達・引渡し・修理に関する業務遂行、小売供給契約の締結等当該サービスの提供、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第３号に定める認定発電設備の保守点検・維持管理の実施に関するお問い合わせ対応、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第６号に定める認定発電設備の設置に要した費用の報告、その他これらに付随する業務 共同利用する情報項目：ご契約者名義、現住所、新築物件の所在地（需要場所）、供給地点特定番号、小売供給等契約の契約番号、電話番号（固定・携帯）、メールアドレス、生年月日、家族構成、お支払方法、プランニング結果回答書、試算結果提案書、パネルレイアウト図面およびリース物件の構成部材等に関する情報、ご契約メニュー主契約プラン、太陽光発電設備パネル出力容量、需給開始予定日、適用地域区分、オプション契約、住宅形態、建物所有者、建物共同名義、請負契約日または売買契約日、引渡し予定日、系統連系予定日、建築工事着工時期および完成時期等の建築工程時期、リース物件の仕様・型式等の機器情報、リース物件の設置状況写真、リース物件の修理履歴（修理内容・費用、故障原因、故障状況写真）、リース物件のエラー情報、需給開始日、系統連系日、発電量、受電電力量、充電量、その他運転データ等の情報、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第３号に定める認定発電設備の保守点検・維持管理の実施に関する問い合わせ対応に必要な項目、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第６号に定める認定発電設備の設置に要した費用の報告に必要な項目、電気需給契約の廃止手続きに必要な情報、その他当該サービスに付随する業務に関する項目 共同利用の管理責任者：関西電力株式会社
関西電力のグループ会社への個人情報の提供	弊社は、関西電力のグループ会社（以下「グループ会社」といいます。）が提供する各種商品・サービスの案内、商品・サービスの開発・改善、サービス改善等のための各種調査・分析、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用するために、弊社が保有する個人情報をグループ会社に提供いたします。 ※詳細は、弊社ホームページの「個人情報の取扱いについて」（https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/）をご参照ください。

40. その他

⑴　料金表による需給契約、オプション契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

⑵　ご契約締結後の内容については、初回料金の請求までに、弊社が指定する方法で通知いたします。

⑶　「従量電灯 A」または「従量電灯Ｂ」とこの契約種別では燃料費調整単価が異なるため、燃料費調整額の増額が、この契約種別への切替によるメリット額を上回る可能性があります。最新の燃料費調整額は弊社ホームページ（https://kepco.jp/ryokin/seido/）をご確認ください。

⑷　この契約種別は、はぴｅポイントを電気料金の支払いに利用できます。電気料金の支払いに利用する場合の利用上限は、1 ヶ月分のご請求金額に対して 3,500 円分までといたします。利用ポイントの申請が 3,500 円分を上回る場合、自動的に翌月以降の料金支払いへ繰り越しいたします。

⑸　弊社は、太陽光発電設備の取付時点において、太陽光発電設備に影の影響が想定される場合には、発電量不足や不具合が発生する可能性があるため、太陽光発電設備の取付を推奨いたしません。ただし、お客さまが以下の項目に同意した場合、影の影響が想定される取付場所においても太陽光発電設備の取付を認めることがあります。

①　太陽光発電設備において、影の影響があると想定される場合には、発電量不足や不具合が発生する可能性があります。

②　太陽光発電設備の故障について、弊社、太陽光発電設備製造会社または設備保守管理会社が太陽光発電設備の取付場所における影の影響により発生したと判断した場合は、以下に定めるとおりといたします。

イ　太陽光発電設備の修理が可能であると弊社が判断した場合は、リース約款第５条（故障）2 項⑾に定める、太陽光発電設備の製造会社が保証の対象としない事由に起因する故障に該当するとみなし、修理等の費用はお客さま負担といたします。

ロ　太陽光発電設備の修理が不可能であると弊社が判断した場合または太陽光発電設備が滅失した場合は、「25.需給契約の解約等」⑴⑦および「26.解約精算金の請求」⑴に該当するとみなし、弊社は、需給契約を解約し、契約期間の残りの期間に応じ、「26.解約精算金の請求」⑴のとおり解約精算金を申し受けます。

③　太陽光発電設備において影の影響により損害が発生した場合、弊社、太陽光発電設備製造会社および住宅会社の故意または重過失による場合を除き、弊社、太陽光発電設備製造会社および住宅会社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

④　お客さまが①から③の同意の全部または一部を撤回した場合、弊社は需給契約を解約することがあるものといたします。この場合、「26.解約精算金の請求」⑴に該当するとみなし、弊社は、契約期間の残りの期間に応じ、「26.解約精算金の請求」⑴のとおり解約精算金を申し受けます。

⑹　災害救助法が適用された場合等の特別措置は、弊社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から１年以内に、弊社の供給区域内の地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定され、弊社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約について、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合の電気料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、弊社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

①　災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ１ヵ月延長いたします。

②　お客さまが災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の６月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

なお、「16．初回の料金算定期間が「１月」に満たない場合の料金」を適用する場合は、次の割引は行いません。

イ　割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

ロ　割引単価

割引日数 1 日ごとに 113 円 71 銭を割引いたします。

③　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、供給条件 42（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ　災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ　再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ　再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

⑺　多機能パワーコンディショナをリースする場合、当該機器に接続可能な蓄電池設備および V2H 設備（以下「増設設備」といいます。）については、増設設備の製造会社が定める増設期限（以下「増設期限」といいます。）が存在し、お客さまが増設設備の設置（以下「増設工事」といいます。）を希望される場合は増設期限までに増設工事を行う必要があります。なお、増設期限までに増設工事を行う場合、お客さまは、あらかじめ弊社の承諾を得たうえで、増設設備の製造会社の施工認定店との間で工事請負契約を締結して増設工事を行うものとし、お客さまは増設工事にかかる一切の費用を負担するものといたします。なお、増設工事については、弊社に責めがある場合を除き、弊社は一切の責任を負わないものとし、また、弊社の承諾なく実施された増設工事について、弊社は一切の責任を負わないものといたします。また、弊社は、増設期限経過後の増設工事について一切承諾しないものとします。

なお、弊社の承諾の有無に関わらず、リース物件の所有権の弊社からお客さまへの移転（以下「本件所有権移転」といいます。）以降にお客さまが行われた増設工事について弊社は一切の責任を負わないものとし、また、増設期限経過時点または本件所有権移転時点のいずれか早い時点以降の増設設備および増設工事にかかるお客さまからの申出等について、弊社は対応する義務を負わず、一切の責任を負わないものといたします。

⑻　「ご契約に関する重要事項説明」に記載のない事項の取扱いは、弊社が定める供給条件、料金表、オプション料金表、およびリース約款によります。供給条件、料金表、オプション料金表、およびリース約款は弊社ホームページで確認することができます。（https://kepco.jp/）

2026 年 10 月現在

「３．供給条件および料金表の変更」、「５．需給契約の成立および契約期間」、「22．需給契約の変更」における契約締結前後の供給条件の説明および書面の交付について、電子メールの送信またはインターネットを通じた閲覧に供する方法で行います。

なお、書面の交付を希望する場合は弊社までご連絡ください。

電気供給サービスを提供する小売電気事業者	
事業者名　　：関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：Ａ０２７２） 代表者名　　：代表執行役社長　森　望 本拠地所在地：〒530-8270　大阪市北区中之島３丁目６番１６号	お問い合わせ先：０８００－７７７－６０８８（通話料無料） 受付時間：９時～１８時（年末年始を除く） ※一部のＩＰ電話からは、ご利用いただけない場合がございます。 その場合は、06-7167-7663（通話料有料）へおかけください。